

国の年金制度と 職域年金制度の関係

(イギリス)

I

ここでは、イギリス保健・社会保障省の次官補(Second Permanent Secretary)であるアトキンソン氏の論文を紹介する。

一方で所得再分配効果を持つ国の年金制度を設け、他方で職域年金制度の加入者にその適用を除外することは、一見不可能であるかに見える。所得の高い階層が職域年金に流れ、国の年金には低所得層のみが残り、国の年金が持つべき所得再分配の機能が阻害されると考えられるからである。

しかし、1950年代中ごろに見られたこのような議論は、その後の事実によってくつがえされていった。1961年には、国の制度が再分配的特徴を備えていたにもかかわらず、適用除外が認められた。新しく生れようとする比例年金制度でも、全く異なる形の適用除外が導入されようとしている。

このような状況をふまえて、著者は改めて、国の年金と職域年金の関係に関する基本的な問題を検討している。

II

まずはじめに、著者は、職域年金の利点について次のように議論している。

第1の利点は、職域年金は普遍的な国の年金と比べれば、より柔軟性があり、給付も拡張しやすく、加入者にとって好ましい制度であることである。この点については疑問の余地はない。国の年金よりも若い年金受給年齢を採用していることや、就業期間中の死亡に対して相当額の一時金を支給していることなどはこの点を例示するものである。

第2の利点は、蓄積された保険料を投資に活用することができ、国の生産力

を高める上で大きな役割を果たしうることである。事実、近年職域年金が急速に発達した結果、保険料収入と利子収入は給付費を大きく上回わり、その貯蓄効果はかなりの規模にのぼっている。

しかしこの第2の利点については、次のような疑問も出されている。一体職域年金を通して生み出される貯蓄は、将来の生産増大に本当に寄与しうるのであろうか。その答えは否であらう。そもそもケインズが明らかにしたように、貯蓄と投資との関係はそれほど直接的ではない。さらに職域年金を通して新たな貯蓄が生れるかどうかは、保険料収入や利子収入が、どの程度給付支出を上回るかにかかっている。加入者数の増加がとまり、年金が成熟した段階では、その余剰は大きく低下するであらう。

そのような疑問にもかかわらず、発展する職域年金が現にもたらしつつある貯蓄が、経済の成長や発展にとって重要な意義を持つものであることは否定すべくもない。このことは現在のように経済的な不振が続く中ではとりわけ重要である。最近では職域年金制度によってもたらされている貯蓄額は、個人貯蓄総額の30~40%をしめている。これを廃止することは深刻な問題を引き起こすことになるであらう。

また、より実際的な賛成論としては、職域年金があればそれだけ全体として高い年金額が約束され、多くの国民がより高い年金を受けられるようになると主張する人も多い。さらに無視できないのは、職域年金が、この国ではすでに相当の規模にまで発展している点である。これまで保険料を積立ててきた加入者が、その廃止を喜ぶはずはない。

このような理由から、出来る限り職域年金が発展するよう政府がこれを手助けすることが大切である。そのためにはどのような方法がとられるべきであらうか。次にその方法を検討する。

III

その前にまず前提として、民間の職域年金では、その年金を賃金や物価の上昇に応じて引き上げることは不可能である、との公理を確認しておかなければ

ならない。職域年金で積立てられた保険料は投資にまわされ、その限りで企業の利潤に見合うような利子収入が確保されるようになっている。このことから職域年金も、インフレーションに対する価値の保護機能を有していると考えられることもあった。しかし今日これを確信する人は少ないであろう。何らかの形で政府がそれを保障する場合は別であるが、職域年金がその年金額をインフレに応じて引き上げてゆくことはできそうもなく、まして賃金上昇にみあう年金を約束することなど不可能なことである。

このような前提に立って、次に適用除外の在り方を検討してみよう。適用除外には多くの形がありうるが、ここでは次の二つの種類のみ取り上げる。

第1は国の年金のうち、職域年金にまかせられそうな部分を設定し、この部分について適用を除外する方法である。職域年金は、適用除外となった国の年金部分に等しいか、あるいはそれに相当する年金を提供し、適用除外を受ける被用者とその雇主は、その部分についての保険料を免除される。

第2は国の年金の中に、適用除外となるような特定の部分を設定しない方法である。職域年金はそれぞれ一定の年金水準を保障し職域年金はその水準まで国の年金を代行する。そして職域年金加入者は、その水準に相当する国の年金の保険料を免除されることになる。

通常適用除外の制度は1961年にはじまったと考えられているが、実際には1926年の拠出年金法がその最初のものである。この法では公務員、公共企業体の職員に適用除外の途を開き、また年金に等しい所得のある個人にも適用除外が認められる旨定めている。その適用除外の方法は上に述べた第2の種類のものであった。

1948年に国民保険が生まれると、その後13年間は適用除外の制度は存在しなかった。この間、適用除外を求める声がほとんど見られなかったのは、国の年金の水準がそれほど高くなく、職域年金と競合しなかったこと、職域年金がまだそれほど発達していなかったこと、などによるものと考えられる。しかし1961年には、職域年金も大きく発展するようになり、また新しく所得

比例の年金部分が追加されることになり、これに適用除外制度が設けられるのはごく当然のことであった。

1961年に保守党が採用した適用除外の方法は、上に述べた第1の種類のものである。国の年金は定額年金の部分と比例年金の部分とからなり、比例年金の部分についてのみ適用が除外された。そこで重要な点は、適用除外の対象となった比例部分の内容は、職域年金でも保障しうるものに限定されていたことである。国の年金の比例部分は、インフレに対する何らかの保護も備えるべきではないのであって、それは民間の職域年金がそうした保護をなしえないからであった。

ところでこのような国の年金の在り方には賛否両論がその後の保守党、労働党政府の間で戦わされた。1973年の保守党政府の法律は、職域年金制度を中心に比例年金を支給することを主なねらいとし、国が用意する比例年金制度はそれを補足するもので、インフレに対する保護を完備するものではなかった。この制度は結局実施されなかった。

これに対し、やはり実施されなかったのであるが、1969年の労働党のクロスマンの計画は、第2番目の種類の適用除外の方法を採用するものであった。適用除外の対象となるような特定の部分は国の年金に設けられておらず、職域年金が保障しようとする年金部分に相当する国の保険料が、その職域年金加入者から控除される仕組であった。その仕組が複雑であることや、控除される保険料額の決め方には議論があったものの、受けいれられる素地は十分にあったように思われる。

これに対し1978年から発足する年金の適用除外の仕組は、クロスマン計画の考え方を発展させながらも、保守党政府の方法をも組み込んだものであった。すなわち一方では、適用除外のための特別の考慮を国の年金自体に取り入れようとはしていないが、他方では、国の年金は定額部分と比例部分に分割されており、後者について職域年金に対する適用除外が認められている。

新しい制度の適用除外の特徴は次の二点であろう。第1に、職域年金制度が

適用除外を受けるためには、年金計算の基礎となる賃金として、最終の賃金かもしくは平均賃金の上昇に応じて再評価された平均賃金を採用しなければならないという条件が付されたことである。これははじめに述べた公理に反する条件であり、実際にも議会での論議はこの点に集中していた。第2は、職域年金制度の既載定年金については、その価値が維持されるよう国が援助するという点である。

この方式では、職域年金を維持してゆくための雇主の責任は重く、これに不安をいだく雇主も少なくない。しかしその不安を取り除くための措置も講じられようとしており、秩序ある、稔り多い新しい発展段階の基礎を提供するものとして、大方の支持も得られているように思われる。

J.A. Atkinson, *The Developing Relationship
between the State Pension Scheme and
Occupational Pension Schemes,
Social and Economic Administration,
Vol. 11, No. 3, Autumn 1977, pp. 216-225.*

(一 圓 光 弥 国立公衆衛生院)

H M O の 近 況

1 はじめに

ニクソン政権の医療政策の目玉商品として、前払いグループ診療システムを推進するため、1973年12月29日、HMO_s 法にニクソンがサインをしてから4年半たった。ニクソンがHMO_s (Health Maintenance Organisations) 育成方針を打ち出した1971年から数えれば、7年経過したことになる。

このHMOの近況について、ローレンス・メイヤー (Lawrence Meyer) が『ワシントン・ポスト』紙に、1978年1月1日から3日にかけて、相当に長いレポートを載せている。

1月1日には、「Prepaid Medical Plans Millions」という題で、Kaiser-Permanente Medical Care Programをとりあげ、成功の要因と、現在かかえている問題点を分析している。1月2日には、「Group Health in Trouble」という題で、カイザー・パーマネントと同じくらいに古い歴史をもつ、Group Health Association of Washington をとりあげ、主に困難に直面しているHMOの例として分析している。1月3日には、「Health Plans Grew in Seven Years, but Not as Much as Expected」という題で、HMO全体の現状と、当初の目標とのギャップを示し、メイヤーの意見のまとめを行っている。

以下、主な事項について記事の内容を紹介しよう。

2. HMOの狙いについて